

住民税非課税世帯等の皆さまへ

住民税非課税世帯等支援給付金 (こども加算) (5万円/対象児童1人) のご案内

受給には手続きが必要です

- 住民税非課税世帯等支援給付金(こども加算) (対象児童1人あたり5万円) は、住民税非課税世帯等の子育て世帯を支援する給付金です。
- 給付金を受給するためには、手続きが必要です。

給付金の支給額

対象児童1人あたり **5万円**

給付金の支給時期

確認書の返送又はオンライン申請完了から概ね1か月以内

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯

令和5年度に田原市が実施した
「住民税非課税世帯等支援給付金(追加給付分)」
又は **「住民税均等割のみ課税世帯支援給付金」**
の給付を受けた世帯のうち、対象児童を扶養している世帯

田原市から
確認書及びオンライン申請に関する
案内が届きます(確認書は要返送)
※一部申請が必要な場合があります



詳しくは裏面へ

給付金の支給手続き

対象となる世帯（以下の①から④を全て満たす世帯）

- ①基準日（令和5年12月1日）において田原市の住民基本台帳に記録されている方
- ②令和5年度住民税非課税世帯又は住民税均等割のみ課税世帯
- ③令和5年度に田原市が実施した「住民税非課税世帯等支援給付金（追加給付分）」（家計急変世帯を除く）又は「住民税均等割のみ課税世帯支援給付金」の給付を受けた世帯
- ④18歳以下の児童（平成17年4月2日以降に生まれ、18歳に達する日以降、最初の3月31日までの間にある児童）を扶養している世帯

- 対象となる世帯には、市から給付内容や確認事項が書かれた「確認書」及び「オンライン申請に関する案内」が届きますので、いずれかの申請方法を選択し、申請してください。
- （確認書の場合）中身を確認し、必要事項を記入の上、**令和6年8月31日（土）までにご返信ください。**
- （オンライン申請の場合）マイナンバーカードを利用し、オンライン上で、**令和6年8月31日（土）までに申請してください。**

【確認事項】 ①記載された給付金振込口座番号に誤りがないか
②他の市区町村で令和5年度住民税非課税世帯等への給付金（こども加算分）の支給を受けていないか



虚偽の内容により給付を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。



住民税非課税世帯等支援給付金（こども加算）の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

田原市役所 地域福祉課

「支援給付金」担当窓口

☎ 0531-27-7670

受付時間 平日9:00~17:00